

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年9月1日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年9月1日 午後1時58分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 15 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 16 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 3 | 議案第 54 号 | 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 55 号 | 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 56 号 | 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 57 号 | 阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 58 号 | 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第 59 号 | 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第 60 号 | 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 10 | 議案第 61 号 | 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について |
| 日程第 11 | 議案第 62 号 | 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について |
| 日程第 12 | 議案第 63 号 | 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 13 | 議案第 64 号 | 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 14 | 議案第 65 号 | 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 66 号 | 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について |
| 日程第 16 | 議案第 67 号 | 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 17 | 議案第 68 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 18 | 議案第 69 号 | 第 2 次阿蘇市総合計画の策定について |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。18 番、田中則次君につきましては、所定の手続を経まして遅参の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、こ

れより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 報告第15号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第15「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

資料のほうは、1ページ目、報告第15号となっております。本件につきましては、平成29年7月18日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故につきまして、同年8月4日に示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、右の2ページ目のほうになりますが、和解事項を決定するというところで規定をいたしております。損害賠償の相手につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、平成29年7月18日午後5時30分ごろでございますが、阿蘇市一の宮町宮地433番地、いわゆるこの市役所の北側駐車場内におきまして、総務課職員が運転する公用車、2トンのダンプトラックでございました。これが通路を左折したところ、駐車していた車両の右後部バンパーに接触、甲の所有する車両に損害を与えております。

損害賠償の額といたしましては、甲に対し6万6,000円を支払うということで、市の過失割合10割ということで損害額が6万7,000円となっております。

和解事項といたしましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認するとしております。

補足説明をさせていただきますと、総務課の職員が北側駐車場にあります防災倉庫のほうで作業を行いますために市民課の管理しております2tトラックを借りまして、これを運転しておりましたところ、確認が不十分でございまして、駐車中の職員車両のほうに接触させてしまったというものでございます。職員のほうにつきましては、今後不慣れな車両を運転する際には十分な確認作業を行い、注意して運転するよう指導したところでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） これは、毎回毎回こういうふうな1件、2件、3件と出てきますが、

同じようなことをもう何回も言ったと思いますが、自分の車ならそう簡単にはやらないんじゃないでしょうかと思っておりますが、聞けばですよ、よその自治体に比べて阿蘇市は非常に多いという話を聞いておりますが、総務課長か総務部長、その辺はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 公用車事故につきましては、今回私が総務課長になりましても3件とまた発生してきており、また非常に多いということでございます。職員の疲れ等々もあるかと思っておりますけれども、職員のほうには毎月1日、15日、公用車等々の点検も兼ねて運転には十分注意するようということで注意喚起をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 誰しも免許証を持っている方は運転するので、誰がいつ起こすか、こらもうわかりません、我々もわかりません。しかしながら、非常に多い。市長、この件について、1日にそういう指導をしているということですが、市長としてですね、そういった指導あたりはぴしゃっとやっておられますか。何せ、市長も毎回こう議会のたびに出てくるので、指導はされておると思いますが、自分の車ならですよ、さっき言ったように、そんなには事故を、接触したりとかはしないと思います。もうちょっと徹底せんと、ただ保険で対応するからいいという問題じゃなかろうと思います。これは、接触とかで人身にならない部分もありますので、その辺はいいとしてもですよ、どういう事故が起こるかわからん。そういうやっぱり、何か職務上の気のゆるみじゃありませんが、あるんじゃないでしょうか。今、先ほど言われたように、災害とかあって疲れとかあるかもしれませんが、そらどこでも一緒ですよ。毎日、毎日、一生懸命仕事に取り組む以上は、その辺の徹底した指導とか、どうされておりますか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 専決処分の中で、毎回、毎回、このように事故のことについて報告をさせていただいておりますけれども、私もすごくこの報告をするということについては、いつも心傷めておるところであります。おっしゃられましたように、月初めにそういうことの徹底等もしておりますけれども、さらにそういうことがないように、また市全体となって取り組んでいこう、これから注意喚起をしながら、もちろん自分も含めてそのような取り組みを今後もしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） そういうことで、しっかりとやっていただきたいと思っております。しいてはそういうのがですよ、前回も出たような飲酒運転とか、度重なる飲酒運転が出るようなことにつながるとしてございますので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。

今の関連でちょっと質問いたします。私は、別な視点で、この駐車場の整備、3月とか4

月とか、税金の申告とか、いろんなお客さんが来られます。そのときもやはり駐車場が狭うございます。今日も裏側から来たんですけど、やはり駐車場が狭いです。びっしり車が止まっていて、私たちの車を止めるところもないときもあります。私は、別な角度からですね、この駐車場の整備、そういったことを検討したらいかががじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今ご指摘がありました駐車場の整備、まず申告のお話がありました。申告の時期、3月の15日まででありますけれども、3月議会と重なる申告のお客さんが来られる、非常に多い状態でありますので、私たち管理職と担当課については、一の宮中学校の体育館の横、あそこに止めて駐車場のスペース確保を行っております。また、例えば健診とか、そういった行事があるときについても、その辺の配慮が今後必要になってくるのかなど。確かに言われるとおり、駐車場、草木の作業もやりますし、この駐車場のラインあたりも見えるように進めてはおりますけれども、やっぱりどうしても大きな行事、会議等があった場合は足りなくなっている可能性もあります。そういったこともあります。今新たに地域で土地を求めて駐車場を整備する、そういうのはちょっと場所的にも困難なのかなと思いますので、そういった大きな会議があるときには中学校の駐車場を借りるなどそういった対応を進めて、市役所に来られる方もより安全に通行できるように、そういった配慮を今後心掛けていきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今のちょっと駐車場の件にまた付属するんですけども、今回この後の専決処分見てみましても、職員同士というか、当てられたほうも職員の車、当てたほうも職員というところで、一般の方ももちろん入ってこられるんですけども、この経済部の横に車がよく建物側に何台も止めてあります。駐車場が少ないのでしょがないところもあると思うんですけども、もし止めるのであれば、やはり先ほど菅議員が言われたように、区画線を引くとか、何かの対処をしないと、何も無いところに車が置いてあって、一般の方が入って来られたときに、もちろん乗り降りされるときには職員の方も十分注意されて乗り降りはされていると思いますけれども、一般市民の方等の接触事故も考えられるので、この経済部の横に置いてある車は少し考えたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 公用車については、基本的にはオレンジの駐車スペースのみに止めるように指導はしております。実際、経済部の前、いくつか観光も含めたところで止まっている現状にありますので、再度徹底をした上で事故のないようには心掛けていただきたいと思っております。公用車の事故、ふとした職員の気のゆるみから発生している。やっぱり凡事徹底という言葉が今非常に叫ばれておりますので、その辺を再度職員には通知していきます

ので、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、以上で、報告を終わります。

日程第2 報告第16号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、報告第16「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長より報告を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第16号、専決処分の報告について説明申し上げます。議案集の3ページをお願いいたします。

はじめに、提案理由でございますが、本件は平成29年7月20日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した除草作業中の物損事故について、同年8月4日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容につきましては、4ページをお願いいたします。4ページの表中でございます。

1、損害賠償の相手につきましては、記載のとおりでございます。指摘がありましたとおり、農政課の職員でございます。

2の事故の詳細につきましては、平成29年7月20日午後3時00分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地433番地、阿蘇市役所の北側の砂利の駐車場において、財政課職員が除草作業を行っていたところ、刈り払い機で小石をはね、駐車していた車両の左後部ガラスに接触、甲の所有する車両に損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額でございますが、市は甲に対し5万2,490円を支払うことにいたしております。市の過失割合につきましては10割でございます。

4の和解事項につきましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認いたしております。

最後に、今後も職員による除草作業を行ってまいります。作業スペースからある程度の空間、車両を止めさせないなどの方法でこのような事故につながらないよう努力していきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、報告を終わります。

日程第3 議案第54号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、議案第54号「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案集の5ページをお願い申し上げます。議案第54号、阿蘇市税特別措置条例の一部改正について。

まず、提案の理由でございますけれども、6ページをお願いします。本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため本条例を改正するものであります。

7ページ、8ページをお願い申し上げます。まず、この阿蘇市税特別措置条例でございますけれども、どういった条例かと申しますと、次の議案第55号にも関連してございます。この条例、目的としましては、阿蘇市工場誘致条例に基づいて、阿蘇市に誘致した工場、それに対しましてこの税特別措置条例に基づいて固定資産税、土地家屋償却資産を3年間免除する、課税免除の特例を記した条例でございます。この中で、第2条、固定資産税の課税免除、この根拠の法となっております7ページの右側でありますけれども中段あたり、農村地域工業等導入促進法に指定された地区、この法律自体が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、そういうふう上位法が変わってございましたので変更を行っております。法自体がこれまで工業に限定されていた、工業に限定することなく、広く産業を誘致しようと、そういったことでの改正に基づくものでございます。第2条の2項をお願いします。これにつきましても、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、この法律に基づき指定された地域に工場が入ってきたときに課税免除を行いますよ。ただ、この基となりました法律自体が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、このように変わりましたので、上位法の改正により今回市の条例を改正するものであります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） これより議案第54号から議案第69号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮いただきたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

この場合の産業というのは、例えば農業法人がよそから入ってきて、敷地を有して、一応カントリーとかライスセンターとか、畜舎をつくったりするとかいうことでも適用されるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今のご質問については、あくまでも次の議案の 55 号に出きます工場誘致奨励条例、それに該当するか、該当しないかに関わってきます。できればこの次の議題の中でご質問をいただくといいのかなと考えております。すみません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。

文書中にあります促進区域内においてという言葉が使ってありますけれども、この促進区域というのは、どこで制定されて、そして今どれぐらい阿蘇市内にあるのか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今のご質問も次の議案に非常に関連するものではありませんが、せっかくの機会でありますので私のほうから回答させていただきたいと思っております。

農村地域導入等促進地域、これについては旧一の宮町で言えば南油町の工業団地が該当しますし、旧阿蘇町で言えば宮山地区、エムテクニクがあるところ、その 2 箇所が該当しております。第 2 項にあります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成、この関係の地域というのは、阿蘇地域全体が指定をされております。この指定につきましては、熊本県が指定をこれまで行ってきたところでありまして、阿蘇地域内全部を指定されておりますけれども、例えば野生希少動植物がいる地域とか、国立公園法に基づくある程度の規制があった地域、そういった部分については除かれているところであります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 県が指定をしてくるということで、今お話がありましたけれども、平成 19 年法第 40 号の中をちょっと見てみたら、地域産業活性化協議会を設置することが書いてあります。これは県の話ですかね。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 誠に申し訳ありませんが、そこまで私もまだ承知しておりませんので、大変申し訳ありませんけれども、一度確認をさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 後ほどそれは願いますとして、新たに阿蘇市内で、今、特に旧一の宮町は小学校が廃校になったところが宮地、坂梨、古城、中通とありますけれども、例えば中通に工場が進出してきたいといった場合にはどういう手続になっていくのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） あくまでも今回、総務部税務課のほうでご提案を申し上げていきますのは、税の特別措置条例に基づく改正であります。ただ今のご意見については、次の議案の中で工場誘致承知の条例、その中でそれに該当するかの、該当しないのか、そういった判断になりますので、回答については、この次の議案の中に、例えば中通地区に工業が来た、それが条例に該当するというのであれば、当然市としてもこの課税免除をやっていく、そ

ういった形になっていきます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第55号 阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第55号「阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第55号について、説明させていただきます。

阿蘇市工場誘致奨励条例の一部改正について。提案理由といたしましては、本件は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしまして、阿蘇市工場誘致奨励条例の一部を次のように改正いたします。第2条第2号及び第3号を次のように改める。産業導入地域、農村地域の産業の導入の促進等に関する法律第2条に規定する農村地域のうち、同法第5条第2条第1号に規定する地域をいう。促進地域、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号の規定する区域をいう。第3条第1項中、次の各号いずれを促進区域内にあって、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める法律第2条に定める施設を有する工場等に改め、同項各号を削る。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

内容といたしましては、提案理由に述べましたとおり、農水省のほうによる農工法でありますが、これは新たに想定されるものとしては、直売所等の小売施設、農泊、農家レストラン等の宿泊業、飲食サービス業、またバイオマス、医療、福祉、情報通信等の多岐に亘っております。これにつきましては、先ほど総務のほうで述べましたとおり、工業等からの脱却ということで、地域のほうでニーズが高いと見込まれる産業が対象となるような見込みでございます。

それと、企業立地促進のほうでありますが、こちらといたしましても同様に工業等からの脱却でございまして、承認された事業に対する支援措置を充実するものでございます。具体的には、設備投資にする支援等ということで、これにつきましては県のほうと連携した形で進められるようでございます。

説明は以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第56号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第56号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第56号、阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について。提案理由といたしましては、本件の所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第3条第2項の各号を次のように改める。

1、市議会議長及び経済建設常任委員。

2、農業委員会会長及び農業委員の代表。

3、阿蘇農業協同組合、熊本県農業共済組合阿蘇支所、阿蘇土地改良区、一の宮土地改良区及び阿蘇森林組合の代表、その他市長が認めるもの。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するでございます。

中身といたしましては、先般の農業委員の改選に伴いまして内容を変えたものでございます。特に12ページにあります(4)の地区農業委員の代表でございますが、今回農業委員は地区の区割りがございますので、その分につきましても改正後のほうで、2番のほうで農業委員会会長、農業委員の代表ということで改定されております。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、古澤國義君。

○15番（古澤國義君） この新しい役員のなる場合、地域によっては1人も出てこない状態になります。特に波野地域なんかは、議員も出られない、農業委員会は委員長だけ、それから学識経験者もおられませんし、そういうことで何か不具合が出てくるんじゃないかなど。この農業振興整備促進協議会、すなわち農振地域における産業振興の中心だと思います。その中で、かんもんなこと、農道もつくらにやいかん、何もせにやいかんという中で、何も、1人もおらないということは、おらないというわけじゃなくておらない状態になってくると。そういうことですね。阿蘇市が一つであるのはわかりますけれども、ある程度の場合を考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほど経済部長からご説明いたしましたとおり、農業委員会等に関する法律の改正により地区指定が撤廃になりまして、今回、改正案といたしまして農業委員会会長、農業委員の代表という、農業委員に関しましてはこういう表現でさせていただいております。地区のバランスといったものでございますけれども、すべて今回、各組織の代表という部分で改めさせ

ていただいている関係上、組織の代表という位置づけにつきましては、法制執務上は数名でも可能ということになっております。そういった中で、各組織において地域バランス等々を考えまして、次の協議会までに選定をしまいたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

なお、議員の皆さんと執行部の皆さんにお願いいたします。この議場の音響設備がベストでございませんので、質問あるいは答弁をされるときは、マイクを口に近づけてご発言をお願いいたします。

日程第 6 議案第 57 号 阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 57 号「阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 57 号、阿蘇市農林水産物処理加工施設条例の一部改正について。提案理由といたしまして、本件は阿蘇市農産物加工施設を廃止したいので本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第 3 条の表の右側でございますが、これの阿蘇市農産加工所の甲を削るものでございます。これは所在地といたしましては、一の宮町宮地 2279 番地でございます施設でございます。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 58 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 7、議案第 58 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第 58 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊 1 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、第 3 号補正予算となります。

第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 億 128 万 6,000

円を追加し、歳入歳出それぞれ 207 億 4,779 万円といたしております。

地方債補正、第 2 条につきましては、6 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正でございます。上の段の過年補助災害復旧事業（社会体育施設）につきましては、後ほど説明をいたしますけれども、農村公園あびかのフィールド内の復旧事業に係る起債として 690 万円を追加いたしております。

下段の表につきましては、臨時財政対策債以下 3 事業について限度額の変更を行っておるところでございます。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 10 地方交付税、目 1 地方交付税、平成 29 年度の普通交付税額が確定いたしましたので、4 億 1,657 万 2,000 円を追加しておるところでございます。

一番下の表になります。款 14 国庫支出金、目 6 土木費国庫補助金、この補助金につきましては、今年度建設を計画いたしました災害公営住宅 21 戸分と平成 30 年度建設を予定した災害公営住宅の建築設計委託に係る補助金を計上いたしております。4 億 4,199 万 4,000 円でございます。

12 ページをお願いいたします。真ん中ほどの表になります。款 17 寄附金、目 1 総務費寄附金でございます。今年度から返礼品付きのふるさと納税制度に取り組むため、歳入を 1,000 万円と見込み計上いたしておるものでございます。

13 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の表になります。款 19 繰越金、目 1 繰越金につきましては、現年度からの繰越金が確定をいたしましたので、7 億 6,906 万 5,000 円を今年度の会計に繰り入れているものでございます。

17 ページをお願いいたします。ここからが歳出になります。款 3 民生費、目 3 児童運営費、説明の欄の一番下になります。保育補助者雇い上げ強化事業補助金とありますが、これにつきましては保育環境の充実強化のため、保育補助者を雇い上げ、保育士の業務負担軽減と人材確保につなげるものの補助金でございます。今回は、YMC A 永草保育園がこの事業に取り組むことにいたしておりますので、永草保育園に対する補助金となります。

19 ページをお願いいたします。一番下の表になります。款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金、2 つ説明の欄に補助金があると思っておりますけれども、これらにつきましては、施設園芸を行う組合の補助でございまして、上のトマトにつきましては、耐風性ハウスの導入、下のアスパラにつきましては、自動灌水施設の導入に対して県 3 分の 1、市 6 分の 1 の範囲内で補助を行うものでございます。

20 ページをお願いいたします。説明欄の一番上のところになります。被災農業者生活支援事業補助金とありますが、これにつきましては熊本地震による復旧工事に係る補助で、1 年以上作付けができない農地の代替え耕作地の借地料について補助を行うものでございます。10 a 当たり 2 万 2,000 円、1,000 a を見込んでおりますので、予算としては 220 万円を計上いたしております。財源はすべて復興基金で賄われます。

この表の一番下になります。目 14 中山間地域等直接支払事業費につきましては、平成 29 年度の交付金額が確定をいたしましたので、2 億 5,027 万円を計上しているものでござい

す。

21 ページをお願いいたします。款 6 商工費、目 7 特産物推進費でございます。節 13 委託料として、特産品等オンラインショッピング委託料 200 万円を計上いたしております。この事業につきましては、マイナンバーカードを自治体ポイント利用カードとして活用できる仕組みについての計上でございます。これは、個人が自己の所有するクレジットカード等のポイントをマイナンバーカードを使って自治体ポイントへ移行し、自治体の特産品などを購入できるようになるものです。市では、商品購入に係る一切の手数を A S O M O を手がけておりますテレワークセンターに委託することを計画しておりますので、委託料として 200 万円を計上いたしております。

23 ページをお願いいたします。真ん中ほどのところになります。款 7 土木費、目 3 災害公営住宅建設費でございます。節 13 委託料と節 15 工事請負費に予算を計上いたしておりますが、これはもう先ほど歳入で説明いたしておりますように、13 の委託料については平成 30 年度建設予定の災害公営住宅に係る建築設計業務委託分、15 の工事請負費につきましては、今年度住宅建設を予定しております 21 戸分の工事請負費となります。

24 ページをお願いいたします。款 9 教育費でございます。目 2 事務局費でございますが、節 1 報酬、9 の旅費、13 の委託料、14 の使用料及び賃借料にいじめ関係の予算を計上いたしております。これは、いじめ防止対策審議会設置に係る一連の経費を予算として計上しているものでございます。

25 ページをお願いいたします。一番下の表になります。款 9 教育費、目 2 体育施設費、節 13 委託料に 450 万円を計上いたしております。これは、旧乙姫小学校体育館につきまして、体育館は災害時の避難所、住民健診、社会体育等々、今後も地域における利活用が見込まれますので、耐震性のない体育館の改修のため設計業務を委託するものでございます。委託料として 450 万円を計上いたしております。

26 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の表になります。款 10 災害復旧費、目 2 農業用施設災害復旧費でございます。節 13 委託料 2,000 万円につきましては、基幹産業であります農業の復旧復興に向け、今後の農地等の災害復旧事業を迅速に進めていくために専門的な業務を委託するものとして 2,000 万円を計上いたしているものでございます。節 19 負担金補助及び交付金につきましては、復興基金を使いました、農家が自力で復旧を行う分についての補助金でございまして、説明の欄の農家の自力復旧支援事業補助金につきましては、農家が行う農地の自力復旧分で、補助率は 2 分の 1 以内、上限額は 20 万円でございます。下の小規模につきましては、小規模な農業用水路や農道の自力復旧、もちろん農家が行うものでございますが、補助率につきましては 3 分の 2 以内、上限額が 1 箇所当たり 26 万 6,000 円となっております。

一番下の同じ款 10 災害復旧費でございます。目 1 河川災害復旧費でございますが、節 15 工事請負費の現年補助災害と箇年補助災害復旧工事の予算を計上いたしております。現年災につきましては、平成 29 年 7 月、九州北部豪雨による、前回補正予算で計上いたしたものの、新たな追加分でございます。合計といたしまして河川が 9 件、道路が 4 件となるところで

ざいます。過年債につきましては、熊本地震による復旧事業分でございますが、理由といたしましては資材高騰による積算単価の見直しが主な理由でございます。

27 ページをお願いいたします。同じく災害復旧費でございますが、目 2 社会教育施設災害復旧費でございます。節 19 負担金補助及び交付金に予算を計上しておりますが、これは 6 月補正で説明をいたしておりますが、復興基金を使って地区の公民館やお堂、神社などの地域のコミュニティ施設について復旧修理を行う地元の区に対して補助を行うものでございます。これは新たに追加になっておりますので、今回予算を計上いたしております。

目 3 保健体育施設災害復旧費でございます。委託料と工事請負費を予算計上いたしておりますが、これは歳入で説明をいたしました農村公園あびかのフィールド内の災害復旧部分でございます。委託料は、工事の管理業務に係るもの、15 の工事請負費につきましては芝の張り替えと災害復旧工事に係る分でございます。

最後に 28 ページをお願いいたします。款 13 予備費、目 1 予備費でございます。今回 4 億 2,992 万円を新たに予備費として充当いたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 6 番議員、菅でございます。2 点質問いたします。

23 ページ、災害公営住宅建設費ということで、委託料が 1 億 4,000 万円ほど計上されております。この災害公営住宅の設計等委託料、これは平成 30 年度からということでございますが、この計画、あらましの計画の内容と工事請負費 4 億 3,000 万円ほど計上してあります。災害公営住宅建設工事ということでありますが、これについてはアンケート調査などあっておると思いますが、公営住宅の入居者数の希望数ですね、その希望数と、場所がどこらあたりでできるのか。また、激甚災害法が適用されているのか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の委託料と工事請負費についての質問にお答えいたします。

委託料に関しましては、災害公営住宅の建設が急がれるということで、既に新小里団地の設計が済んでいる部分について工事を進めますけれども、当然それでは不足いたしますので、その不足分についての設計委託ということで進めたいと思っております。スケジュールとしましては、予算審議をいただきまして、了承いただきましたら、調査も含めて進めたいと思っております。

それと、建設予定地ということでございますけれども、建設予定地については、災害公営住宅の補助対象が用地費等は対象にならないということでございますし、建設が急がれるということで、公有地、阿蘇市有地を有効活用できたらと考えております。ある程度広い面積を有しており、災害に遭わない場所ということで、公営住宅の解体をした跡の比較的広い所を検討していきたいと思っております。

それと、意向調査の内容ということでございますけれども、全協の資料にもあったかとは

と思いますが、仮設住宅とみなし仮設住宅 258 世帯についての調査を行っております。その調査の結果を見ますと、市営住宅を希望が 56 世帯、その他に仮設住宅の供用期間が来年まででございすけれども、その期間内には再建ができない方が 80、それとまだ決まってない方が 27 ということで、トータルしますと決まってない方も含めて 163 世帯がまだ目途が立っていないということになるかと思ひます。

それと、災害公営住宅の補助事業の内容としましては、激甚災害の指定を受けておりますので、補助率 4 分の 3 の事業です。残りの 4 分の 1 については、今度の予算では災害支援金を充当させていただければということで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） アンケート調査では 56 世帯が公営住宅の入居を希望されているということでございます。これは確認ですが、今回の予算計上 4 億 3,000 万円は、これは 21 戸分の今年度の予算なのか、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 先ほどお話しした新小里の 21 世帯分の工事請負費を計上させていただいております。残りの不足する分についてが、委託設計をしたいということで進めたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） わかりました。残りの阿蘇市は災害査定を受けまして 59 戸までが被害規模よっての建設可能な戸数となっておりますと聞いております。まだまだ 30 何戸、希望世帯数に対するその宅地の提供がなされなければならないんですが、やはり各自治体の方々も被災されております。やはり平成 30 年度に向けての計画もあるということでございますので、やはり各自治体の希望などの把握をされて、きめ細かな公営住宅をつくっていただきたいと思ひます。一般質問のようになりました。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問の中に災害査定での建設予定戸数が 59 ということで災害査定は受けておりますけれども、意向調査の結果、59 でも不足するということも考えられますので、県と協議をいたしまして、戸数の調整がどうかということで相談をさせていただきましたら、県全体の枠として激甚指定を受けておりますので、その中で調整ができるということで、これを超えても建設が可能です。今後さらに精査しまして 59 では到底不足すると思ひますので、その分も含めて災害公営住宅事業で進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。19 ページから 20 ページに対して、3 点ほど質問をいたします。

農業振興費の中の負担金補助及び交付金ということで、攻めの農業について、それとトマトとアスパラとなっておりますけれども、これはトマトについては耐風性ハウスという説明

がありました。それからアスパラについては灌水ということで説明がありましたが、大体何戸申し込みがあっているのか、お尋ねをいたします。

それと、20ページの農業流動化等の推進事業費ということで、これは農業委員会でございますけれども、耕作放棄地解消対策事業補助金ということで73万3,000円上がっておりますが、非常に耕作放棄地が年々増えている状況でございますけれども、畑においても、田んぼにおいても増えておりますが、前年から比べてどれだけ増えたか、減ったか、農業委員会事務局長にお尋ねをしたいと思います。

それから、次の林道事業費ということで委託料が上がっております。林道手野線、これはどういう作業をされるのか、機械借上料も入っておりますがどのような作業をされるのか。この3点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

19ページの3の農業振興費の19負担金補助及び交付金でございます。攻めの園芸生産対策事業費補助金といたしまして、トマト、それからアスパラということで計上をさせていただいております。トマトにおきましては、耐風性ハウスの導入で、先ほど財政課長からご説明を申し上げたとおりでございます。単棟のハウスを19棟導入するものでございます。面積といたしまして69a、トマトハウス施設組合が事業主体として、6戸で導入を予定されております。

それから、アスパラでございますが、自動灌水施設の導入でございますが、阿蘇アスパラ自動灌水組合3戸で導入を予定されているところでございます。

それから、2つ目のご質問でございます。20ページ目の目3林道事業費の委託料でございますが、林道手野線詳細調査対策業務委託料といたしまして200万円計上させていただいております。こちらのほうが本年7月上旬の台風3号によりまして落石が確認されておまして、ある一定期間、林道手野線を通行止めさせていただいたところでございます。こちらのほうの安全確保対策を目的といたしまして委託料を組ませていただいております。内容といたしまして、落石が起こった箇所が特定できますので、転石の状況等の詳細調査を行います。

それから、今後の転石の防止対策といたしまして、従来からネットフェンス防止柵が設けてございます。そちらのほうを活用いたしまして、転石の防止対策の手法を計画させていただいているところでございます。

もう1点でございます。14の使用料及び賃借料の機械賃借料でございます。二塚牧野付近の林道小仲尾線で、同じく7月上旬の台風3号によりまして土砂の洗掘、堆積等の事案が発生しております。この土砂撤去の経費を計上いたしております。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 20ページ目のご質問にお答えします。

耕作放棄地解消緊急対策事業補助金でございます。これは県の単独補助金で、概ね1反当たり3万円の補助事業です。今回出させてもらっているのは、自己所有地に対する解消補助金は反当たり2万円となります。ここで出されております73万3,000円の分は、自己所有地

の分がお一人と、あとお二人が他人の所有の分があります。一昨年前は92万1,000円ございました。対象者は4名おられました。今回は減っておるといところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 放棄地においては、減っておるといことで少しはよくなったかなと思っておりますけれども、田んぼでも非常に私の隣の田んぼですが、私のことばかりではいけませんけれども、もう何年とつくってないということで、もうヒエがある、近ごろはガマの穂というですかね、あれがいっぱい生えてですね、それと稲の中に入るといかん小豆のような小さいつづですね、ああいうのがいっぱい生えて、隣の田んぼは非常に迷惑するわけですね。そういうところは、結局個人ではもう何年とつくってないわけですよ。それを隣の田んぼからそういう形で農業委員会に指導してくれといことは言えますか、言われますか。

それともう1点、林道手野線においては、非常に梅雨時期、あるいは冬、危険性があるわけですね。私もしょっちゅう通っておりますのでわかりますけれども、危ないときにはやはり早めに通行止めにしていただきたいと思っております。できるだけ、やはり今ごろから先は非常にいいかなと思っておりますが、台風なんか来たときには、落石が非常に多いわけですね。もしもその場に当たった場合には非常に危険性がありますので、早めにひとつ通行止めなんかしていただきたいと思っております。

それと以前、私は谷川にガードレールを付けてくれんかとお願いをしたことがあります。前農政課長にお願いをしておきましたけれども、そのときの答弁はですね、ロープでも張って、さしおり、いずれはガードレールでもという気持ちを伝えられましたが、今、そういう考えがありますか。

農業委員会と農政課にお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 農業委員会のほうに耕作放棄地の件を伝えてよろしいかということでしたけれども、農業委員会のほうにそういう申し入れもあっております。農業委員会としましては、9月に全員で日にちを分けて農地パトロールを全部回って、そのあと指導を行う予定にしております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 林道手野線の管理でございますけれども、台風時や梅雨時でございますけれども、現在マニュアルを策定いたしまして、時間雨量等をもとに通行止めの措置をマニュアルに沿って管理をしてみたいと考えております。

それから、通行止めの方法でございますけれども、簡易な形のガードではなくて、既存の固定化した門扉等のガードを、今後も通行止めの徹底を図る上で必要でございますので、現在、検討いたしております。

2つ目のガードレールでございますけれども、こちらのほうは危険性のある箇所も十分あるわけでございますけれども、設置については、現地を確認し検討させていただきたいと思

っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 農業委員会のほうには、地元で農業委員がおりますので、農業委員のほうに伝えて農業委員のほうから農業委員会のほうにお願いをしたいと思っております。

それから、ガードレールについては、ぜひひとつお願いをしておきたい。非常に谷を見れば何十mと深い谷がありますので、危険な場所だけでもガードレールをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） まだまだ質問者がおられるようですが、時間が11時5分になりました。お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

一般会計補正予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

24ページ、教育課のところですか。いじめ防止対策審議委員の報酬が組まれておりますけれども、いじめ問題が何か発生しているか、そういうことはありますでしょうか。

それから25ページ、旧乙姫小学校体育館の耐震改修の450万円、これは設計業務委託とありますけれども、耐震診断とか、地震との関連とか、いろいろそういう詳しいところをお願いいたします。

以上2点です。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まずはじめのご質問でございますが、いじめに関してということでございます。大変残念なことでございますが、阿蘇市管内でいじめが発生をいたしております。今回につきましては、学校のほうでいじめの把握をしまして、生徒、保護者、確認をいたしております。ただ、その後、保護者と意見が食い違うところが発生をいたしまして、委員会等に保護者のほうから申し出がありました。内容につきましては詳細にお伝えできませんが、重大であるということで教育委員会のほうも阿蘇市の条例に基づきまして委員会を設置して諮問をいたしたところでございます。答申を受けるという形で現在進めておるところでございます。今回、いじめに関しまして条例に基づいて4名の専門の委員を委託して調査をお願いしておるところでございます。大学の先生、それから臨床心理士、精神保健福祉士、弁護士の4名の先生をお願いをいたしております。その分の報酬、費用弁償。それから、委員の先生方の審議には、我々教育委員会の職員、関係者、公聴で呼ばれる以外は入れませ

るので、その分の議事録につきましてはテープ起こしをするということでテープ起こしの委託料を上げさせていただいております。

それから、今言いました4名の委員さんにつきましてはすべて熊本市内の先生方でございますので、通常会議については熊本市内でやっていただくという形を取っておりますので、熊本市内の会場を押さえる関係上、会場使用料ということで合計200万円程度今回計上させていただいております。

それから、その次の旧乙姫小学校体育館の件でございますが、こちらにつきましては乙姫地区を中心に社会体育施設でも使用いたしておりますけれども、指定避難所ということで避難所の指定をして、災害の場合はそれを活用いただくという指定をいたしておりますが、体育館の耐震性がないということで、指定避難所を受けるにあたっては耐震がないということで非常に危惧をしておりますので、今回、設計委託を上げさせていただいて、耐震補強を来年度に向けてやっていきたいということで今回予算のほうを上げさせていただいております。この部分につきましては、対象になる部分につきまして3分の1の補助が受けられるとなっておりますので、そういった補助を活用しながら、基金メニューにつきましても指定避難所の改修等については、基金メニューにも一部該当する部分があるということでございますので、今後の県のメニューあたりを見ながら施工については対応をしていきたいというところで今回予算を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） いじめのほうですけれども、詳細は発表できないと思いますが、子どもたちの今現在の状況といたしますか、その関わった人数とかわかるならば教えてください。

それから、体育館のほうは乙姫だけですかね。いろいろずっと全部小学校、古い体育館がまだありますけれども、その耐震関係は今後どうなるか、ちょっとわかればお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） いじめに関しての件でございますが、これは思春期の子どもさんの件でございますので、専門の委員さんに諮問をしておる関係上、人数等についても控えさせていただきたいということで、すみませんがよろしく願いをいたします。答申が出ました折りにつきましては当然公表をするということで、名前とかそういったところは非開示ということになろうと思いますが、答申が出ました折には、またそういったところは正式に報告をしていきたいと考えております。

それから、耐震の関係でございますが、耐震が当然統廃合に伴いまして社会体育施設移行という形で体育館等を活用いたしておりますけれども、耐震がある部分につきましては、社会教育施設ということで開放いたしております。現在のところ、旧乙姫小学校体育館につきまして耐震がないということで今回上げさせていただいております。そういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） ちょっと関連で、先ほど大倉議員が質問されました学校教育の問題についてちょっとお尋ねをいたします。

先ほど答弁の中で、阿蘇市でもいじめが発生したということで、こういった補正が組まれたということですが、このいじめ防止対策審議会というメンバーは常日ごろあるのか、この問題が起こったから4名の方をされたのか、通常はそういった活動はされているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 通常も関係機関を集めていじめ防止、学校関係も含めて討議をする場面があります。それから、平成25年ごろには生徒会の代表を集めて学校でいじめを防止するための話し合いをして、そしていじめ防止の五箇条というか、そういうものをつくったりもしておりますが、今回はこの第三者委員会の調査ということで依頼がありましたので、特別にその委員の中から専門家を4名指名して今回審議会を立ち上げたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） わかりましたけれど、多分、今、阿蘇市でも統合が進んできて、将来にわたってもまた進むと思いますが、当然ながら子どもさんは違う学校から一つの学校に統合する場合、やっぱり学校単位でいろんないざこざがあったり、いじめが発生する可能性があるだろうと私もそう思っております。そういった中で、なかなか最近テレビ等もよく見るとときに、勇気ある生徒は、いじめがあっているということを学校の先生とか親に言うことはあるんですけど、なかなか勇気がない方は黙って目視して言えないという形の方が多いと思うんです。その中でテレビ等で言うておりましたのは、携帯電話あたりで動画を撮影し、それを投稿できるようになるという報道がなされたわけですが、阿蘇市はそういった取り組みをされているのか。そうすると、匿名で、誰が忠告したのかわからないから、逆にそういった事例が早く発覚するという事もあると思いますが、そういった取り組みは阿蘇市では考えておられるかですね。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 先日の新聞で、高校のほうでそういうアプリで通信できるような制度をつくるという話があつておりましたけれども、阿蘇市では現在のところ、そこまでする予定はございませんが、学校では年に数回、無記名のアンケート調査を、いじめられていないかということをやったり、あるいは個別のヒアリング、生徒とやったりして、今言われたように統合等で違う学校から来てなかなかいじめない子どもさんもいますので、いじめが起きないように常日ごろから学校が組織をつくって対応するようにはしているところでございますが、今回の件もクラスの女の子のお母さんから、何かクラスで男の子の状況はちょっとおかしいんじゃないかって娘から聞いたということで通報があつて、すぐ学校が調査をして事実を把握したということでございますので、日ごろから生徒や保護者にも何か困ったことがあつたら、すぐ友達や先生や、あるいは保護者に連絡をするようにということは学校長を通じて指導しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） はい、よくわかりました。今、子どもさんの出生率も非常に低うございまして、なかなか貴重な人材、将来阿蘇市を担う子どもさんでございまして、そういったことに遭遇しないように、周りの大人が気を配って、そういったいじめが発生しないようにお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 一つだけお伺いしたいと思います。

24 ページの施設管理委託料で旧阿蘇教育キャンプ場の 30 万円ということでございますけど、この詳しい説明をよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

24 ページに委託料で今回施設管理委託料 30 万円ということで、旧阿蘇教育キャンプ場を計上しているところでございますが、これにつきましてはこのたび熊本市教育委員会から南宮原にあります阿蘇教育キャンプ場が、九州北部豪雨災害によりまして、上部のほうに土砂警戒区域ができたことで、また地震により国道 57 号が立野地域で崩落したことによりまして、利用が非常に困難になったということで、阿蘇市教育委員会のほうに無償譲渡したいという申し出がありました。無償譲渡ができない場合は競売になるということになりますと、いろんな団体等がまた入る可能性がありますので、地元からもぜひ阿蘇市のほうで譲渡をしてほしいということでございましたので、今回無償譲渡を受けることにいたしました。その関係の経費です。当分の間は教育委員会が管理していきますが、今後関係課で利活用を協議しまして、所管課が決まり次第設置条例を制定しながら活用していきたいと考えています。当分の間、3 月までの間は教育委員会のほうで管理をしていきたいということで、それに対する光熱費 33 万 5,000 円、水質検査、部落の水源も近くでございますので、それから、除草作業等で一部必要でありますので、そちらのほうも 30 万円計上しております。今回の阿蘇教育キャンプ場は、面積的には 13ha ございます。それから、鍋鶴線の道路沿いに駐車場が約 2,000 ㎡ありますので、そういった部分も今後有効に活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 元の旧阿蘇教育キャンプ場ということですか。あそこは、私が仕事かに 15 年ぐらい行ってございまして、大体 10 町ぐらいあるんですかね、それといろいろの里がありまして、キャンプ泊まるのも何百人か泊まれます。無償提供を受けたということですけど、それはもう議会には掛けなくていいんですかね。

それと、無償提供されて、阿蘇市としてはどういう使い方を考えていらっしゃるか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、財産取得で議会に付すべき要件がございますが、今回は無償譲渡ということでございますので、議会の承認を得る案件にはならないということで、予算のみの計上という形になっておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 利活用の関係ですけれども、面積が約 13ha ございますし、テントサイトも 57 張りほどございます。当初はいろんな自然体験をする施設、これはマウンテンバイク、あるいはアスレチックのコースをつくったり、いろんな利活用はできると思いますし、熊本市の教育委員会のほうでは阿蘇教育キャンプ場のほうに中学校は全校来ております。ですから、年間 2 万人ぐらいが活用してきているところですが、小学校につきましては金峰山のほうの施設を利用しているということでございまして、そういう教育的な活用、それから観光、あるいは地域活性化に資する施設ということで、今後関係課と協議いたしまして利活用を検討、その目的に基づいた設置条例をつくっていくということで検討を進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 最後ですけど、本当にあそこは急な斜面もなく、なだらかで素晴らしい所だと思います。素晴らしい活用方法を考えていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 谷崎です。13 ページの繰越金の問題で質問いたします。

28 年度決算分析には、実質収支で 12 億 5,600 万円、こども繰越金で 12 億 5,600 万円出ておりますが、これはなぜ多いのか。例年いくらぐらいなのか。そういったことをお聞きしたいんですが、災害があって非常にやるべきことが多い中で繰越金が出ませんでした、基金も崩壊してなくなりましたという話だったらわかるんですが、基金は戻った上に繰越金が十何億円出ている。そういったので、やるべきことをやってなかったのではないかとも思います。繰越明許費に出ているものは収入も含めて次の年に繰り越すと思いますので、なぜこれだけ余ったのか、その説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

今年度繰越金がこのように多いのはなぜかということでございますが、確かにご指摘のとおり、熊本地震が発生したことによって、通常ベースの事業が執行できなかったということも理由の一つに挙げられます。ただ一番大きな要因は、何度も申し上げておりますように、災害に関して特別交付税が平成 28 年度と比較すると 10 億円を超えて増加となっております。これが最大の理由でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 交付税を読むというなかなか難しいと思いますので、組みにくかったというのは理解します。そういった中で、昨年度決算を見て、ある程度繰越金も出てきた。そういうふうな中、例えば災害対策・災害復興で市民からいろいろ要望が出ているものがあ

ります。数百万円単位だったりとか、数千万円単位だったりとか。そういったのを組み込んでいったらどうかと思います。特に土地改良からは請願書が上がっていきまして、議会でも趣旨賛同が出ています。その理由は、財政的に苦しいから趣旨は賛同するけども今は難しいだろうというところで賛成でなくて趣旨賛同になっておりますので、その趣旨をくみ取って繰越金が出ているんだったらやっつけていかれたらいかがかなと思います。

あとは、いろいろ要望があっていると思いますので、そこら辺の組み替えというか、今年の組み込みというか、そういったのについてどういうお考えか、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、特別交付税の予算計上といたしますのが、12月と3月と2回です。当初から組み込むというのはなかなか難しいのと、今回10億円以上多かったというのは、被害の規模によって入ってくるものですから、その裁量権というのはその算出を行う熊本県にあるわけですよ。ですので、市町村では全く見込めませんので、こういった形になってしまうのは仕方がないと思っております。被災した分に市で使ったらどうかというご意見でございますが、いかに地震による災害といえども、統一したルールといたしますか、公平公正をもって事業は実施しなければなりませんので、大概については熊本県が復興基金を使って県内統一したルールでこういった事業については遂行を行っておりますので、その辺の市独自で何かということは特には考えておりません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 補正予算ですのであまり突っ込んだ話はあれですけど、ただ補正をいろいろ組んでいく中で、やっぱり必要なものは組んでいったほうが良いと思いますし、いろいろな方も出しているとは思いますが、県のほうからも市はどうするんですかと言われたこともありますし、県が何割、市が何割とかいう組み方もあると思うし、県とか国で手が届かないものに対して市単独でやるというものも、やはり視野に入れていかないといけないと思いますので、そういったところもお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、言葉が足りませんでした。全く取り組まないと申したわけではございません。当然、今後、検討と協議を重ねながら出すべきものは出すと、そういうことは考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

8番、森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 3点お尋ねいたします。

21ページ、ジャパンエコトラック推進事業負担金ですね。どういった推進事業なのかということと、その下に特産物推進費、修繕費ですね、この内訳。あとは、24ページの災害対策費、被災住宅再建支援事業補助金、これの内訳と対象戸数がわかりましたらお教えいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ジャパンエコトラック推進事業についてお話しします。この

ジャパンエコトラックとは、トレッキングとか、カヌー、自転車とか、自力で、人力で移動して旅を楽しむためのスタイルのことでございます。今回、これに取り組むメリットとしては、統一した公式ルート認定されますとマップができて、それをSNSで発信したり、ルートを活用したイベントも行ってまいりますけれども、何よりモンベルさんの会員75万人おりますけれども、国内外に、そういった方たちとか、ピンポイントにアウトドアファンの方に情報発信ができるということが大きなメリットになってくるかと思えます。これは、今全国で9箇所、九州にはないんですけれども、今認定されておまして、認定されますと九州で初となります。それを今、阿蘇地域のルートに係る5市町村で取り組んでおまして、その中でこれから活動の負担金としてこれをいただきまして、今後ルートの認定、それとイベントを行っていくというものでございます。

○議長（藏原博敏君） 答弁されるとき、もう少しマイクを口に近づけてください。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 21ページの修繕料になりますが、この修繕料、内訳としては、一の宮町の農産加工場、阿蘇ものがたりの屋根関係、それとおふくろ工房さんのエアコン関係、神楽苑に今、車の急速充電器が整備されておりますが、それが今路地のままで建っているという状況で、非常に故障が多いと、故障が発生しているという状況でございますので、そちらのほうに屋根をかぶせるという工事。それと、はな阿蘇美さん、今、厨房関係、レストラン関係が閉まっております。厨房施設関係を点検しましたところ、不具合がある厨房機器が発生しておりますので、そういった関係の修繕料という形で組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今質問いただきました災害対策費の予算計上でございますが、こちらの被災住宅につきましては、総務常任委員会の総務課の所管となります。従いまして、所管となります総務常任委員会のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 3点目は総務の所管になりますので、委員会のほうでお尋ねいただきたいと思えます。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 商工費の中で、今、5市町村ということがあったんですが、ジャパンエコトラック推進事業負担金ですね。5市町村の名前をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 阿蘇市、南阿蘇村、高森町、産山村、山都町でございます。ぜひ、ジャパンエコトラック、携帯とかで検索して見ていただきますと全国9箇所のルートがずらっと出てきますし、関連の宿泊、全ルートの確認等、アクセスできますので、ぜひご覧いただきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。3点お聞きします。

商工費の中で、ふるさと納税費というのが上がっていますが、このふるさと納税、議事録を調べてみますとふるさと納税が阿蘇環境共生基金と一緒にという内容もありますし、また違うという内容もあります。ですから、このふるさと納税、この基本的にどういうものであるかというのをちゃんと決めて、こういう予算の中で上げるべきだと思います。

そして2つ目が土木費の中で住宅建設費、これは23ページです。この中で、新しい災害公営住宅を建設するというので予算が上がっていますが、この予算についてはいつの時点の工事費を参考に設計をしたのかと。今現在、入札の半分近くが落札できないという状態にありますね。ですから、果たしてこれが建物自体が入札できるのか。そして、もしこれが入札できなければ、来年の7月には実際仮設住宅を出されるわけですね。その中で期間的な問題、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

そして、今、森元委員の中でありました被災住宅再建支援事業の補助金、この内訳についてもお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ふるさと納税制度について答えさせていただきます。このふるさと納税制度につきましては、平成20年度に税制改正で導入されております。このふるさと納税、これまで阿蘇市としては阿蘇市阿蘇環境共生基金という形で、返礼品なしのふるさと納税に取り組んできておりました。これまで総務省関係とかでも通達が出てきておりましたが、あまりにも当初の趣旨に反して返礼品のほうが多くなりすぎているということで、本来の趣旨からかなり外れた形での取り組みが各自治体になされているということもありましたので、これまではあくまでも阿蘇市の環境共生基金ということで、返礼品なしのふるさと納税に取り組んできたところでございます。ただ、今回につきましては、阿蘇地域への交通アクセスが回復していない中で、阿蘇地域の入り込み数が減ってきていると。そうなりますと、各店舗をはじめとしまして特産品の加工とか販売を行っております店舗、また指定管理者施設で多く月々の売り上げがなかなか伸びない、震災前を下回っているという状況が発生しております。今回は返礼品付きのふるさと納税に取り組むという形で、この返礼品に阿蘇の特産品を活用して特産品の販売促進、また特産品の販売促進ができれば農家所得の向上にもつながることがあるという目的の下、今回について、返礼品付きのふるさと納税に取り組んでいきたいと考えております。ただ、すみ分けとしまして必要かと思っております。阿蘇市の環境共生基金につきましては、企業向けをメインとしまして受け入れをしていきまして、個人向けのふるさと納税については、この返礼品付きのふるさと納税ですみ分けをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 23ページの災害公営住宅の建設工事費の見積額について適正かどうかというお話でございます。今回計上させていただいておりますのは、新小里団地の

21戸分ですが、この設計につきましては、一昨年設計が済んでおりまして、ただ今年発注でございまして、単価を現時点での基準に積算し直しまして、現在建築確認を申請しているところでございますので、適正価格ということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 24ページの災害対策費、被災住宅再建支援事業補助金につきましては、こちらにつきましてはレッドゾーンにございます家屋のほうが半壊以上で、今まで生活再建支援金の対象となるような家屋について、これが対象とならなかったという形でございますが、今回、そういった方々についても熊本県の熊本地震の復興基金のほうでこれを対象とするという形であります。こちらのほうが今レッドゾーンの区域内に半壊以上になっているような家屋がおおよそ30件ほど該当してきておるというところでございます。このレッドゾーン区域からの移転、イエローゾーンまで含めてそれからの移転に対しましてが1件当たり300万円を上限とする。それから、やむを得ずその場に残りますけれども、この住宅改修とともに補強をやっていきますという作業をいたします場合が150万円を限度としてということでございまして、これを4件見込んでいるところでございます。年内のこちらの住宅の再建の見込み等々について、先ほど住環境課からの説明もございましたとおり、おおよそ6割の方々が当該地区内、またはその近隣で再建を考えていらっしゃるということで、現在の見込みとしましては、今申し上げましたように移転を3件、それから補強を4件という形で予算計上させていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ふるさと納税の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、実際、ASO環境共生基金の中でも返戻金という形ではないですけど、写真のパネルを送ったり、赤牛を贈ったりという内容が執行部のほうから発言があっただけですけど、実際、このふるさと納税を企業別、そして個人別にするにあたって、ちゃんとした条例をつくって、そして市民の皆さんにお知らせしていくという形でできないものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ASO環境共生基金についてでございますけれども、今、ふるさと納税ということで全国的にお話があるのは、寄附の一つという理解でお願いしたいと思います。阿蘇市への寄附ということは、共生基金であろうが、今世間で言われているふるさと納税であろうが、同じ寄附の取り扱いとなります。ただ、ASO環境共生基金については、このふるさと納税が全国的に話題になる前からASO環境共生基金条例をつくりまして進めているところでございます。その後、返礼品が付いたふるさと納税が全国的に展開されたということで、寄附行為としての扱いは同じということで、税制措置があるということでございます。ただ、阿蘇市の場合は当初の目的が阿蘇の大自然を維持・保全しながら後世に伝えるという趣旨の基に立ち上げられて条例等がつけられた関係で、返礼品も特に設けてはおりませんでしたけれども、その後、全国的に展開されている返礼品付きのふるさと納税というのがだんだん波及してきた関係があっただけで、しかも今回は災害の後での経済的な復興・復旧にこういう制度を生かしたらどうかということでふるさと納税を、また、AS

○環境共生基金は今までの条例もとで進めさせていただけないだろうかということで今回提案をさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回、まちづくり課のほうで提案させていただいておりますふるさと納税寄附金につきましては、先ほど課長のほうが説明しましたが、ASO環境共生基金につきましては目的を持った形で基金の条例をつくっております。今回提案しておりますふるさと納税の応援寄附金につきましては、一般財源にすべて入ると。一般財源に入って、使用目的の条件は与えておりませんので、条例等はつくらずに一般寄附金という形で市のほうの収入に上がるという形で考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 9番、河崎ですけれども、まず23ページの消防費と27ページの教育関係についてお尋ねをいたします。

まず、23ページですけれども、消防関係ですね、防火水槽の撤去工事費200万円計上しておりますけれども、設置のときもこの財源は一般財源ですかね。この撤去については、こういう防災・減災で必要なとき、どうして防火水槽を撤去しなければならないのか。また、この地域で新しくつくるのかを説明していただきたいと思います。よければ行政区はどこかということですね。私の地元ではないと思いますけれども、お尋ねをいたします。

それと、27ページ、社会教育施設の災害復旧費ですけれども、コミュニティ関係と公民館関係で補正が組まれておりますけれども、この補正の計画のところと、当初計上されております予算の進捗状況を教育課にお尋ねいたします。

2つでございます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今ご質問いただきました防火水槽の撤去工事でございますが、こちらのほうが場所が西の行政区でございまして、地域のほうで住宅前で、今現在設置がしてある場所で設置していただいているというようなご要望がございまして、今回地域の区長並びに地域の消防団のほうと協議をさせていただきまして、その部分からの撤去でやむを得ないということに至りまして、今回予算を計上させていただいております。また、新たなこの部分に代わる設置につきましては、地域のほうで検討させていただいて、またどちらのほうに、用地も絡んできますこととございますので、検討の上、またご要望を上げてくるということをお話を伺っております。また、補助につきましては、こちらの市の補助要綱に基づきまして補助の上で対応していくという形になっております。

○議長（藏原博敏君） 答弁中ですがお諮りいたします。やがて12時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

答弁をお願いします。

教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問いただきました 27 ページの社会教育施設災害復旧費の地域コミュニティ施設等再建支援事業、今回 1,184 万 5,000 円上げております。6 月にも 18 行政区から上がってきましたけれども、今回 8 行政区、14 件、神社仏閣等の再建ということで 2 分の 1 の補助を復興基金を活用して取り組むものでございます。

それから、自治公民館再建支援事業につきましては、今回自治公民館 1 行政区上がってきております。事業 100 万円ということで 2 分の 1 の 50 万円、復興基金のほうから補助をしていく形になります。進捗状況でございますが、行政区ごとに自己負担が半分必要でございますので、自己負担が確保できているところは、それぞれ取り組んでいただいております。6 月、9 月補正、今回までで計上している分の中で、今把握していますのは 3 割、4 割はもう完了したということで写真等も出てきているところがございます。これからそれぞれの行政区から補助金申請書を出していただいて、最終的には実績額に基づいて 2 分の 1 の補助をしていくということになっていきますので、また正確にはちょっと進捗状況がわかりかねるところがでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いたすのが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午前中に引き続き、午後の会議を開きます。一般会計補正予算の質疑を行います。質疑のある方。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番議員、園田でございます。

17 ページの一番下段になりますけれども、児童運営費の中の保育補助者雇い上げ強化事業補助金というところで 100 万円予算が上げてあります。保育士さんのサポート役を見つけるような事業だと思いますけれども、大変いい事業かなと思っております。これの募集内容、差しつかえなければ月額報酬あたり、何名あたりを募集されるのか、説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

保育補助者雇い上げ強化事業でございますが、これについては民間の保育所に対して、今、保育士が不足している中で、現在の保育士の補助として短期間の勤務の補助員を雇うとした場合に、補助として国 4 分の 3、県が 8 分の 1、市が 8 分の 1 ということで、今回は 100 万円のうち一般財源は 12 万 5,000 円ということで計上しました。この要件につきましては、保育士の資格を持たない方を雇って、この期間中に保育士の資格の取得を促すと。そして、ゆく

ゆくはの方が保育士と取ってそこに勤める、人材確保するという狙いがございます。そういった形で、先ほどの雇用募集の部分は、あくまでも保育園のほうが雇い上げしますので、行政はタッチしませんが、やっぱりこういう事業でございますので、市としてもできるだけ支援をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ということは、民間ですので、普通阿蘇市のほうで運営している、例えば波野とか乙姫ですね、そういうところはできないというところですね。

それと、人選につきましては、その民間の保育園でやるということは募集もちろん保育園でやって、例えば人選、面接だとか、どういう試験になるかわからないですけども、そういうところの判断も全部保育園でやるということですね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 先ほど言いましたように、この件については各園が募集を掛けるということでございますので、今回も各園にこの事業に今年取り組むかの調査をしたところ、それぞれ各保育園は雇い上げはされていると思いますが、やはり資格を持たない方がその資格を取るといのがなかなかネックがありまして、ピアノの実技とか、いろんな部分でそこまでは、取得までは考えてないという部分があって、今回、永草保育園については現在もう取得を進めておりますので、そういった形で該当になったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） じゃこの中から、例えば今の永草が何名を募集しているということにはわからないわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それぞれの人数はわかりません。ただ、この要件に合う方が現在永草ら1名おるということで今回予算に上げさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 1点だけお尋ねします。

22ページのふるさとチョイス運営サポート業務委託料です。これは、委託先というのは東京のトラストバンクなのか、テレワークセンターなのか。それから、この委託料というのは今後ずっと出てくるのかということをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問にお答えいたします。

このふるさとチョイスの運営サポート業務、これについては中間の取りまとめ業者を現在考えております。今、業者の選定としましては、JTBさんのほうに間に入っていたかどうかと計画をしている状況でございます。この委託料の中には、特産品の支払い、それも含まれた状態での委託料という形で考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） ふるさとチョイスということでネットで調べてみますと、非常にこの自治体も多くて、全国の3分の2がこういうものを使っておるようです。これを調べたらトラストバンクというのが出てきたわけですけども、収入は今年は1,000万円ということでありまして、これを一般財源にするということでありまして、本当であれば私は特定財源にしたほうがいいなという感じがしております。というのは、例を取ってみますと、北海道の中央部に位置する上士幌町というところがあるんですが、そこは特定財源で子育て支援に特化したものになっているということで、保育園の保育料は全く無料、それから医療費が高校生まで無料ということでやっておるようですが、そうすることによって寄附をする方々が、そうであれば応援しようということで結構な金が集まっているようです。それと、さらには保育料が無料ですから、関東からの移住者も多くて、始めてから既に200世帯の若い世帯が入ってきているということでございます。従って、単に一般財源だけであるよりか、特定財源で、それは全く全部が全部特定財源というわけにはいきませんが、ある程度受け入れたときのその使い道を選定しておくほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ふるさと納税については、もともとのふるさと納税の考え方としては、自分が生まれ育ったふるさとの自治体を応援するという趣旨の下、つくられております。現在の市町村の状況を見てみますと、今、議員がおっしゃられましたように目的を持って寄附を集めているという自治体もあるようでございますが、現在のところ阿蘇市としましては、阿蘇市全体を応援していただくという位置づけの基、今回一般財源に充当するという考えております。今後、そういった要望等が非常に多いようであれば、再度また検討をしていかなければならないと考えておりますが、もともとの趣旨でございます自治体を支援するためのふるさと納税という趣旨に沿って一般財源に入れていくということで今回は考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） おっしゃることも十分わかります。私は阿蘇がもうちょっと早くやればよかったなという気持ちを持ってないわけでもないんですが、阿蘇というのは非常にブランド力高いですから、これからやれば十数億円集まるんじゃないか。全国で一番多いところは都城市なんですが、41億円も集めています。従って、十数億円になるんじゃないかなという期待感を持っておりまして、そうした場合には財源の使い道もいろいろ考えながらPRしていった方がいいんだろうなという思いがしてまして申し上げました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 21ページの7番の委託料のオンラインショッピングの件ですが、財政課長からちょっと説明がありましたが、いまいちピンと来ませんでしたので、ちょっと詳

しいところを。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） このオンラインショッピングの考え方なんですけど、制度的にはちょっと複雑な状況になりますけど、簡単に申し上げますと、皆さんがお持ちのクレジットカード関係でお買い物をしたり、ANAであれば飛行機に乗ればマイルが貯まったりという形で、各クレジットカードごとにポイントが皆さん付いているかと思えます。そのポイントについては、今現状でいきますと、そのポイントの会社でしか利用できないという状況になっておりますが、今回総務省が構築しております地域応援ポイント導入事業というやつについては、そのポイントを各地方の自治体のポイントに変えることができるというシステムになります。ただし、前段としまして必要なのは、マイナンバーカードが必要になってきます。マイナンバーカードを登録することによって、自分が持っております各クレジット会社のポイントを集めて阿蘇市のポイントに変換をすることができるというシステムになります。もちろん、これについてはインターネット上でポイントを集める形になりますので、今回はとりあえずインターネット上で自分が持っているポイントを阿蘇市のポイントに集めて、阿蘇市の特産品をインターネット上で買い物ができるという制度になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。

先ほど岩下議員の関連ですけれども、ふるさと納税については、早く取り組めばという意見を持っておりますが、やはり今回取り組む以上、全国の自治体の中に、先ほど岩下礼治議員も言われましたように、数十億円のふるさと納税をしていただいている自治体、いっぱいありますので、そういったところを参考にしながら、阿蘇独自のものをつくっていただきたいと思っておりますが、その点について、観光課はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ふるさと納税につきましては、本来、今回導入したきっかけとしましては、やはり特産品を売り込みたいという趣旨の基、今回始めた状況でございます。今後、今の現状としましてはテレワークセンター、ASOMOさんの商品を全面的に返礼品として出すということで考えております。これについては、特産品、加工品が一手に阿蘇市の加工品が集まっているショッピングサイトでございますので、そちらのほうを全面的に押し出しまして、できる限り宣伝・告知をやっていきたいと思っておりますし、先ほど議員のほうからありましたように、今回はふるさとチョイスということで、トラストバンクさんの経営しておりますポータルサイトのほうを登録するわけでございますが、その他ANAさんであったり、ソフトバンクさんであったり、様々なこのふるさと納税を窓口にしているサイトがございますので、ふるさとチョイスだけでは弱いということであれば、ほかのポータルサイトとの契約も含めて、できる限り全国に阿蘇市を売っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 59 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、議案第 59 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題とします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 資料は別冊 2 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 59 号、平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算は、2 号補正でございます。第 1 条でございますとおり、既定の額に歳入歳出それぞれ 1,256 万 5,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 7 億 3,564 万円といたしております。

3 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正でございますが、浄化センターや汚水中継ポンプ場の維持管理業務につきましては、平成 21 年度から 3 年間に区切りとしまして、包括的民間委託により実施しておりますが、本年で 3 回目の委託が終了いたします。従いまして、来年度、平成 30 年度から 3 年間にわたります委託料の債務負担行為補正としまして 2 億 4,800 万円をお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入ですが、款 6 繰越金、目 1 繰越金につきましては、平成 28 年度の決算額の確定に伴いまして 1,256 万 5,000 円を計上するものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、目 1 一般管理費につきましては、既定の額に 135 万円を追加しまして 809 万 2,000 円といたしております。内容につきましては、新規の宅地開発に伴います受益者負担金の前納報奨金として計上させていただいております。

次に、款 2 事業費、目 1 下水道事業費につきましては、既定の額に 550 万円を追加しまして 3 億 5,844 万 4,000 円といたしております。内容としましては、節 15 工事請負費でございますが、供用開始区域内の宅地開発等に伴います枝線の管渠工事費として計上させていただいております。

7 ページをお願いいたします。款 5 災害復旧費、目 1 下水道施設災害復旧費につきましては、既定の額に 488 万円を追加しまして、3,349 万 9,000 円といたしております。内容としましては、節 13 委託料でございますけれども、応急仮設ポンプ維持管理委託料でございますが、現在、災害工事で契約しております請負業者との対応として対処するという事で 50 万円を減額するものでございます。節 19 負担金補助及び交付金 538 万円につきましては、中長期派遣職員受入負担金でございますけれども、9 月までの受入期間を来年の 3 月までとするための未計上 538 万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。以上、審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第60号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第60号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第60号、平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊3をお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条です。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,388万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億5,779万2,000円と決めました。

5ページをお願いいたします。歳入です。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきまして、800万2,000円を減額しております。これにつきましては、熊本地震の被災者に係る保険税の減免、その減免相当分を減額するものでございます。

款4国庫支出金、目1療養給付費等負担金につきまして721万円を増額計上しております。こちらにつきましては、前年度精算によりまして追加交付されるものでございます。

一番下段の目1財政調整交付金につきまして4,006万2,000円を増額計上しております。先ほどご説明申し上げました保険税減免、それに窓口負担の分につきましては免除しておりますが、その分につきましては、その減免分の8割を国、2割を県が負担することになっております。その分の計上でございます。

6ページをお願いします。款5療養給付費等交付金、それと款6前期高齢者交付金につきましては増額計上しておりますが、こちらにつきましては社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付決定額に併せて増額するものでございます。

款7県支出金、目1財政調整交付金につきましては1,056万9,000円を増額としております。こちらにつきましても、熊本地震関連の災害減免分の2割を県が負担するものでございます。

一番下段の款11繰越金につきましては、5,447万3,000円を増額計上しております。平成28年度決算によりまして確定しました繰越金分を計上するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

次のページをお願いします。歳出になります。真ん中の表でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、合計で1億3,959万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、上半期の給付実績から見込まれる不足額を補正するものでございます。なお、このうち一部につきましては、地震被災者に係る窓口負担分免除相当分も含んでおり

ます。

8 ページをお願いします。款 3 後期高齢者支援金等及び次の款 4 前期高齢者納付金等、さらに款 6 介護納付金、これらにつきましては、それぞれ社会保険診療報酬支払基金、こちらのほうに納めるものですが、平成 29 年度納付額が確定したことによる減額補正するものでございます。

9 ページをお願いいたします。最後の款 11 予備費に 844 万 2,000 円を増額し、予備費といたしましては今年度 1,588 万 1,000 円を確保することとなりました。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 61 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 61 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 61 号、平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊の 4 をお願いします。

1 ページを、お願いします。第 1 条です。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,386 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,144 万 1,000 円と決めました。

5 ページをお願いします。歳入でございます。款 1 保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきまして 2,311 万 9,000 円を減額しております。こちらにつきましては、熊本地震の被災者に係る保険料の減免相当分を減額しております。

次に、款 4 国庫支出金、目 1 介護給付費負担金につきましては、895 万 5,000 円を増額しております。こちらにつきましては、交付決定通知に基づくものでございます。

次に、款 4 国庫支出金、目 1 調整交付金につきましては 1,872 万 3,000 円を増額しております。先ほどご説明申し上げました保険料減免分及び歳出の窓口負担分につきましては、その 8 割につきまして国から負担をいただけるものでございます。

続きまして、款 5 支払基金交付金及び款 6 県支出金につきましては、それぞれ交付決定通知に基づき増額するものでございます。

6 ページをお願いします。款 9 繰越金の 2 億 5,389 万 3,000 円、こちらにつきましては平成 28 年決算に伴い確定した繰越金相当分を計上するものでございます。

歳入は以上です。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 保険給付費、目 1 介護サービス給付費といたしまして 8,901 万 1,000 円を増額しております。こちらにつきましては、上半期

の給付実績から見込まれる本年度不足額を補正するものでございます。

8 ページをお願いします。款 7 諸支出金につきましては、目 2 償還金に 1 億 2,781 万 8,000 円を増額計上しております。こちらにつきましては、国庫金、県費及び支払基金の平成 28 年度精算分でございます。

その下の行ですが、目 1 一般会計繰出金につきまして 4,143 万 6,000 円、こちらの増額計上分につきましても、平成 28 年度決算によります市一般会計からの負担分を精算するものでございます。

款 8 予備費ですが、7,924 万 2,000 円を計上し、8,924 万 2,000 円といたしております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 62 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 62 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 62 号、平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 697 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 1,951 万 7,000 円と決めました。

4 ページをお願いします。歳入でございます。歳入につきましては、款 5 繰越金に平成 28 年度決算により確定しました繰越金 697 万 8,000 円を増額計上しております。

5 ページをお願いします。歳出でございます。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 510 万 9,000 円を増額計上しております。平成 28 年度の精算分としまして計上させていただきます。

続きまして、款 4 諸支出金につきまして、目 1 一般会計繰出金 187 万 2,000 円を増額しております。平成 28 年度阿蘇市一般会計繰出金につきまして精算するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 63 号 平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 13 議案第 64 号 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 14 議案第 65 号 平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 12、議案第 63 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、日程第 13、議案第 64 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、日程第 14、議案第 65 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、日程第 12、議案第 63 号から日程第 14、議案第 65 号までを一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今一括議題としていただきました議案第 63 号から議案第 65 号につきましては、順に説明をさせていただきたいと思っております。

初めに別冊 6、議案第 63 号、平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 432 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,173 万 7,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金、目 1 繰越金といたしまして、平成 28 年度の繰越金額が確定をいたしましたので 432 万 8,000 円を今年度会計に繰り入れているものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。ただ今申しました繰り入れた 432 万 8,000 円につきましては、予備費のほうに充てております。

次に、別冊 7 をお願いいたします。議案第 64 号、古城財産区の特別会計補正予算でございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 207 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 987 万 5,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金、目 1 繰越金、これも同じように平成 28 年度の繰越金額が確定をいたしましたので 207 万 2,000 円を本年度会計に繰り入れているものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 6 予備費、ただ今申しました、繰り入れました 207 万 2,000 円につきましては、予備費のほうに充てているところでございます。

最後に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 65 号、中通財産区の特別会計補正予算でございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ 414 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,262 万 6,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 5 繰越金、目 1 繰越金として、同様に平成 28 年度の繰越金が確定をいたしましたので、414 万 7,000 円を今年度会計に繰り入れております。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 6 予備費、目 1 予備費でございますが、繰り入れました 414 万 7,000 円を予備費に充てているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） ちょっとこの機会ですのでお尋ねしたいんですが、財産区の扱いについて、阿蘇町と一の宮では違っているところだと思うんですけども、この財産区がどうしてこういう形になっているのか。例えば、所有者、管理者、どうなっているのかわかるなら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。阿蘇町のことで、黒川と山田でもちょっと違うところがありますので、説明できたらお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問でございますが、財産区と申しますのが、市町村合併の際に従前の旧自治体で財産を管理することに基づきまして、地方自治法上で、いわゆる特別な地方公共団体として扱われているものでございまして、旧阿蘇町の中ではそういった地方自治体として扱われる財産区というものがございませんでした。旧一の宮町におきましては、古城、坂梨、中通、旧態の昭和の合併以前の自治体ごとに財産区というものを設けておりまして、それが阿蘇市に引き継がれているものでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、日程第 12、議案第 63 号から日程第 14、議案第 65 号までについては、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 66 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 66 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 説明の前に、大変申し訳ございませんが資料の訂正をお願いしたいと思います。別冊 9 でございますが、1 ページを開けていただきまして、この第 2 条、「予算第 4 条で定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する」と記載しているところなんです、大変申し訳ございません、「資本的収入」の後に「及び支出」の 4 文字を書き添えていただければと思います。漏れておりました。追加で記載をお願いします。

「資本的収入」の後に「及び支出」の4文字を追加でご記入をお願いいたします。ご迷惑を掛けて、大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、ただ今議題としていただきました議案第66号、平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

訂正していただきました1ページでございます。今回の補正は、第2号補正になります。先ほどの訂正をしていただきましたとおり、収入におきましては企業債を530万円増額し3,215万4,000円、支出につきましては建設改良費を同額530万円増額し、総額で1億2,569万9,000円としております。

詳細につきましては、6ページをご覧ください。支出のほうからご説明をさせていただきます。建設改良費の建物工事費なのですが、設計監理費といたしまして530万円、備考欄にありますとおり、歯科口腔外科開設に伴う建物改修工事設計委託ということで予算を上げさせていただいておりますが、説明をさせていただきますと、遡ること熊本地震発災前の平成28年2月、市長のほうに要望書の提出がございました。3団体ございまして、阿蘇郡市歯科医師会、武藤会長でございます。熊本県歯科医師会、浦田会長でございます。熊大付属病院歯科口腔外科の中山教授、この団体と、中山教授といいますが、一応大学病院からという要望でございましたが、それぞれ当阿蘇医療センターの中に歯科口腔外科の開設をしていただきたいということで市長あてに要望書が提出されておりました。概略を申し上げますと、主に阿蘇郡市歯科医師会からのご要望の内容なのですが、患者様の要望として口腔がんの疑いのある高齢者の方が熊本市まで行けない。あるいは、がんの患者様も含めてなのですが、抗凝固剤服用中で血が止まりにくいので、抜糸をするにはそういった入院をしながらの治療が必要である患者様がおられるということで、地元の開業医の先生たちもかなりご苦労なさっているようでございます。そもそも口腔がん、舌痛症、口腔乾燥症とかの重い病気をお持ちの患者様においては、熊本市内に通院せざるを得ないと。あと、障害者、障害児のそれぞれご本人、あるいはご家族の方からもご要望がありまして、こういった患者様につきましては、現在熊本市の口腔保健センター、あるいは宇城市にあります子ども総合療育センターでしかそういった治療、加療ができないということでございまして、こういったことを解消するためには、阿蘇医療センターのほうに口腔外科の開設をしていただきたいということで強いご要望がっております。開設ができれば開業医の先生方も心強く、住民サービスの向上につながるということでのご要望の内容でございました。これがこのご要望があった中で、病院としてもいろいろ検討していた最中、熊本地震が発災いたしまして、今申し上げました状況がさらに患者様のほうに不利な状況に働いているということで、通院が道路事情のことでやぶさかではないということで、さらに強い要望がっております。潜在的には阿蘇圏域なのですが、熊大の口腔外科の患者様が約40名いらっしゃるということで、この中には当然阿蘇市の患者様も含まれておるといって、非常にご要望がいただいているところでございます。

そういうことで、今回、工事設計の委託を上げさせていただいております。なお、この財源につきましては歳入のほうで上げておりますが、病院事業債のほうをその財源に充てさせていただきますということで予算を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 必要性はよくわかりました。耳鼻科とかもないから、熊本行ったり大津行ったりとか大変で、その手のがんになったときはどうやってやるんだとか、そういった問題もございますので、あるに超したことはないんですけども、これをつくることによって、今度は病院の経営にどういう影響を与えるかということで、収支のもくろみとかは医療センターのほうでつくっておられますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですけど、長期の収支計画の中では、この開設も含めて計画を上げているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それでは、潜在的に40名ぐらいおられるということですけども、その口腔外科関係の治療だけでなく、歯科の治療とかもされるんですか。されないんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですけど、あくまでも口腔外科でございます。なおかつ、地元の開業医の先生から紹介状をいただいた患者様の診療を行うということで予定しております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16 議案第67号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第16、議案第67号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集のほうに戻っていただきまして、16ページをお願い申し上げます。議案第67号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

提案の理由といたしまして、本件につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更したいので、地方自治法第290条の規定により、構成団体の議会において同文議決を求めるものであります。

17ページをお開き願います。熊本県市町村総合事務組合は、構成団体、ここに列記してあります70団体であります。このうち構成団体であります公立玉名病院企業団が本年の9月

30日をもって経営移行を行いまして、10月1日から地方独立行政法人熊本県北病院機構に名称が変更となります。これに伴いまして、構成しております70の団体、内訳としまして市が10市、23町、8村、一部事務組合29団体ということで70団体同文により議決を行うものがございます。

新旧対照表をお願い申し上げます。右側の変更前のところに公立玉名中央病院企業団、この企業団が10月1日からは、左側になりますけれども地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合、こういったふうに名称変更になるものでございます。

別表第2、下の段になります。組合の共同処理する事務、これにつきましては、第3条第1号に関する事務といたしまして、こういった事務かと申しますと、地方自治法に基づきます職員の退職手当に関する部分、この事務につきましては、今度新しくできます法人のほうは独自で処理をされるということで抜けております。

18ページをお願い申し上げます。18ページ、新旧対照表、右側になります。公立玉名中央病院企業団、これが新しい組織であります地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合、こういった名称に変更となっております。構成する団体70団体、同一議案、同一部署にて、今回議会の議決をいただきまして、10月1日の施行ということでなっておりますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17 議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 日程第17、議案第68号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第68号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集の19ページをお願いいたします。

本件は、日本下水道事業団との委託協定による阿蘇市公共下水道・阿蘇市浄化センターの建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、阿蘇市公共下水道・阿蘇市浄化センターの建設工事でございます。契約の方法は、随意契約です。契約金額は、税込み2億2,300万円です。契約の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、辻原俊博様でございます。

以上、ご審議方、よろしくごお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

日本下水道事業団と委託契約をした場合、建設工事は必ず発注をしなければならないのでしょうか。その辺がちょっとわからんので、お聞きします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 事業団の協定でございますけれども、6月議会で承認を得ております債務負担行為の中に今年と来年の2箇年をもちまして、下水道処理場の改築更新の事業を進めるということで承認をいただいているところでございます。下水道処理場の老朽化に伴います改築更新ということで国から承認を得まして改築をするのが目的でございますので、協定により、事業団から工事を発注するという形になります。そういうことで、目的としては改修が目的でございますので、発注しないということであれば、協定自体が成立しません。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第18 議案第69号 第2次阿蘇市総合計画の策定について

○議長（藏原博敏君） 日程第18、議案第69号「第2次阿蘇市総合計画の策定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の20ページ、併せまして別冊13、第2次阿蘇市総合計画案についてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件につきましては、第2次阿蘇市総合総合計画を策定したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

阿蘇市総合計画につきましては、第1次の計画を平成18年9月に策定、平成18年から27年までの10箇年の計画でありました。今般、第2次の計画といたしまして、平成29年から平成36年度まで8年間を計画期間とする阿蘇市総合計画を策定させていただいております。策定にあたりましては、総合計画策定審議会のほうに諮問を行いまして、これまで4回の会議、併せましてパブリックコメント等を行って意見をいただいた上で、今回提案をさせていただいております。前期の4年間、平成29年から32年度までにつきましては、復旧・復興の計画、その後の後期、平成33年から36年度につきましては、人口流出対策、また定住化対策といたしまして、子育て環境の充実でありますとか、働く場づくり等を計画として上げているところであります。

慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 2点ほどお伺いします。

この計画は、基本構想8年ですけれども、4ページの表と16ページの表を見比べていただきたいんですが、実施計画はローリング方式で毎年見直す、あるいはPDCAでやっていくと書いてありますけれども、この前期計画は4年後に見直すとなっておりますが、時代も変わってきますのでいろいろ不都合があったときに、この基本構想や前期の計画、こういったのは変更はあり得るのでしょうか。ここで議決したら、この4年間とか8年間とか変わらないという形になるのでしょうか。16ページを見るとPDCAのこの1年ごとのサイクルの見直しの影響が総合計画の推進に影響すると矢印で書いてありますので、変更もあり得るのかかと理解するんですけれども、いかがでしょうか。それが1点です。

2点目は、31ページの施策の方向の防災に対する主な取り組みなんですが、2行目に自主防災組織等による地域防災力の強化と防災意識の高揚とありますが、ここは人によってつくる組織だけではなくて、拠点づくり、建物、土地、車中泊とかもありましたけれども、そういった拠点づくりまで入れたほうが、日ごろの訓練も含めて、あるいは実際発災時の対応についても指定した避難所とかも含めて、きちんと建物も含めて入れていったほうがいいと思いますので、拠点づくりという言葉を入れたほうがいいと思いますけれども、その2点についてお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今の1点目のご質問にお答えをいたします。

計画の変更が途中であり得るかということですが、基本構想に基づいて、この前期計画でありますとか、後期計画が立てられているわけです。基本構想自体は、8年後にこうあるべき姿ということをもとめた計画となりますので、大きくこれが揺らぐことはないと思います。ただ、ご指摘にありますように、時代に即した形で若干の修正を加えるということはあると思います。各事業ごとに指標を設けて、その目標達成を原課が行っていくんですけれども、例えば前期の4年で目標の指標があります。その数値を達成したかどうかということを検証するとき、例えばその事業の進行の具合が遅かったり、早かったり、当然見直すことで後期計画の事業の進行管理もしていかなんという側面があると思います。ですので、言われている計画が全く変わるようなことは、この策定期間中はないと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 31ページ目の自主防災組織等々によります防災力の強化と防災意識の高揚という形で掲げさせていただいております。総合計画の中では主な取り組みという形で重点的にこちらのほうに、いわゆる地域の方々の意識高揚を図ることがまず第1点ということで主な取り組みとして上げさせていただいております。今、議員がおっしゃるように、当然ながら防災とハードのほうも併せて整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、防災組織等と書いてある中にハードも含まれると理解してよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） そういったことをご理解いただけたらと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。お疲れでございました。

午後1時58分 散会